

27監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年9月30日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月17日

福岡市監査委員	川 上 晋 平
同	大 石 修 二
同	齋 田 雅 夫
同	伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

27監査公表第10号（平成27年7月2日付 福岡市公報第6220号(別冊) 公表) 分
 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見
 (重要物品の管理及び活用状況について) . . . 1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

27監査公表第10号（平成27年7月2日付 福岡市公報第6220号(別冊) 公表) 分
 (行政監査)
 (事務)

1 重要物品の管理及び活用状況について

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>今回の行政監査は、重要物品について、購入が無駄になっていないか、有効に活用されているかなど、その管理状況や活用状況などを確認することにより、「財産」としての重要性を再認識し、今後の適正な物品管理事務に資することを目的として実施したものである。</p> <p>重要物品の管理及び活用状況をみると、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部において、取得手続や処分手続が適正に行われていないもの、また、今後使用の予定もなく保管、収納されてい</p>	<p>物品の適正管理について、物品の取得・処分の手続を徹底すること及び物品の利用状況を常に把握し、管理を徹底するよう各物品管理者等に通知するとともに、物品の効率的な運用を図るため、未使用、不用等の物品については、他部署への保管転換や、活用が見込めないものは売却などの必要な処理を行うように通知した。</p> <p>また、物品会計事務の制度や手続きについて、職員の理解の向上を目的とした研修を平成27年8月に2回実施した。</p>

<p>るものなどが見受けられた。</p> <p>これらは重要物品の意義に対する認識や理解が十分でないことが要因と考えられるため、まずは、職員に対し、重要物品が住民の負担により取得された貴重な財産であり、議会に提出される決算書類の記載内容ともなっていることについて改めて認識を持つように徹底することが大切である。</p> <p>このため、会計管理者の指導のもと、重要物品の取得・処分の手続や確実な現物確認の方法について再検討し、また、職員への周知、徹底を図るための研修内容の充実などにより、重要物品の意義に対する職員の意識向上を図るとともに、職員が常にコスト意識を持ち、定められたルールに従って適切な管理を行うよう徹底する必要がある。</p> <p>また、適切な活用がされていない重要物品が見受けられたことから、重要物品の取得に当たっては、使用頻度や費用対効果を十分に検討した上で、他部署からの保管転換やリースなど、購入に代わる効果的な手段についても検討する必要がある。</p> <p>今後も厳しい財政運営が予想される状況の中で、取得された重要物品が市民全体の財産であることを十分に認識した上で、今回、検討を要するとして提示した事項を真摯に受け止めて、行政活動を行う手段としての重要物品の保有目的が十分に果たされるよう、法令に則った適正な管理及び有効活用を図られたい。</p> <p>特に、新たな公会計制度への取組みについては、本年1月に総務省から統一的な基準による地方公会計マニュアルが示され、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に</p>	
--	--

<p>記載した固定資産台帳を整備することとなっており、重要物品の管理・活用に当たっても、その取得価格だけでなく、資産としての価値を踏まえて、その必要性を判断することが求められている。このため、公会計制度の導入にあたって、重要物品等の確実な現物確認や必要な処分等を行い、適正な備品の管理・活用に向けて、より一層取り組まれるよう要望するものである。</p> <p>(会計室審査課)</p>	
--	--